

受講対象編

令和4年4月 滋賀県医療福祉推進課作成

| - | よくある質問 | 答え |
|----|--|--|
| 1 | 令和3年度介護報酬改定によって認知症介護基礎研修の受講が義務づけられましたが、経過措置（猶予期間）はいつまでですか？ | 令和3年度介護報酬改定に伴う指定基準の改正により、無資格者に対する本研修の受講が義務づけられています。当該義務づけの適用にあたり、既存の職員は令和6年3月31日まで経過措置があります。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています（この場合にも令和6年3月31日までの経過措置が適用されます） |
| 2 | 私たちの事業所は以下の事業（※）を行っています。滋賀県で職員に認知症介護基礎研修を受けさせることができますか？ （※）→「訪問介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「居宅介護支援」「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」。 | 指定基準で受講が義務付けられた事業所を優先とします。※滋賀県では、認知症介護実践者研修の受講を希望する場合は認知症介護基礎研修の修了が必要です。 |
| 3 | 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者「以外の」者や、直接介護に携わる可能性が「ない」者は、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、受講が義務付けられるものではありませんが、介護に携わるすべての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、受講していただいても構いません。 |
| 4 | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」は認知症介護基礎研修の受講の必要がないとのことですが、具体的にどのような資格を持っていたり、どのような研修を修了していれば、受講の必要がなくなりますか？ | 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。 |
| 5 | 「柔道整復師」「歯科衛生士」の資格を持っていますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 「認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者」に該当するため、受講が義務付けられることはありません。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。 |
| 6 | 「社会福祉主事」「認知症ケア指導管理士」「技師装具士」の資格を持っていますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 受ける必要があります。 |
| 7 | 「認知症介護実践者研修」を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 認知症介護実践者研修の修了者は義務づけの対象外です。なお、受講そのものを妨げるものではないので、受講していただいても構いません。 |
| 8 | 「認知症サポーター等養成講座」「介護に関する入門的研修」を修了していますが、認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 受ける必要があります。 |
| 9 | 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は有していません。認知症介護基礎研修を受ける必要がありますか？ | 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できれば受講が義務付けられることはありません。福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が単に証明できれば受講の必要はありません。 |
| 10 | 外国人従業員が受講したい場合はどのようにすればよいでしょうか | 国が令和3年度に、日本語能力試験のN4レベル（JLPT）で学習可能なe-ラーニング教材と、ベトナム語、英語、中国語、インドネシア語、ビルマ語に翻訳した外国語版補助テキストが作成されていますので、これらを活用し、受講ください。または、介護職員初任者研修を受講ください（受講により有資格者扱いとなり、認知症介護基礎研修受講していただく必要はありません） |
| 11 | 障害を有する職員が受講したい場合はどのようにすればよいでしょうか | e-ラーニングを受講することが可能であれば、各事業所内でサポート等を行い、受講してください。または、介護職員初任者研修を受講ください（介護職員初任者研修受講により有資格者扱いとなり、認知症介護基礎研修を受講していただく必要はありません） |